

姫島村空き家利活用事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 姫島村移空き家利活用事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び姫島村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、姫島村空き家利活用事業費補助金交付要綱に基づき、本補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - (2) 空き家利活用補助金の申請日から3年未満に村外へ転出した場合：全額
 - (3) 空き家利活用補助金の申請日から3年以上5年以内に村外へ転出した場合：半額

上記の内容について、承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

※氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。